

## 島根県農産物種子等生産品種決定会議設置運営要領

### (趣旨)

第1 要綱第2に基づき、種子等の計画的な確保を図るため、島根県農産物種子等生産品種決定会議（以下「決定会議」という。）を設置する。

### (審査)

第2 決定会議は、次の事項を審査する。

- (1) 県内の品種構成に関する方針に関すること
- (2) 県内で種子等の生産を行う品種の決定・廃止
- (3) その他種子等の安定的な確保に関すること

### (種子等生産品種の決定基準)

第3 県内で種子等の生産を行う品種に係る決定基準は、以下のとおりとする。

- (1) 政策的に県域で生産を推進する品種で、必要量を安定的に確保するもの
- (2) 需要に応じて県域で生産が見込まれる品種で、他県や民間からでは必要量の確保が難しいもの
- (3) 県が開発した品種で、県域で生産が見込まれるもの

### (種子等生産品種を決定するための試験等)

第4 決定会議は、種子等の生産を行う品種を決定するため、需要に関する情報、新品種導入後の品種構成及び種子生産の見通し、有望品種に関する国の研究機関や県内外の試験データ等を活用し、県内での栽培適性、品種に関する需要の見通しを踏まえて審査するものとする。

### (種子等生産品種の廃止基準)

第5 種子等生産品種の決定後、当該品種に係る需要量等により、第3の基準を満たさなくなったことが認められるときは、当該種子等生産品種を廃止することができる。

### (委員)

第6 決定会議は、20名以内の委員をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから知事が委嘱し、又は命ずる。

- (1) 県の職員
- (2) 種子等の安定的な確保に関する機関、団体その他の関係者
- (3) その他知事が特に必要と認めた者

### (任期)

第7 委員の任期は2年とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第8 決定会議に会長を置く。会長は農林水産部長をもってあてる。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第9 決定会議は会長が召集する。

2 決定会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 決定会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第10 決定会議の庶務は、農林水産部農山漁村振興課において処理する。

(委任)

第11 この要領に定めるもののほか、決定会議の運営に必要な事項は会長が別に定める。

附則

1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の日前に廃止前の島根県主要農作物種子事業実施要綱に基づき県内で種子生産している品種は、この決定会議により県内で種子等の生産を行う品種として決定されたものとみなす。

3 島根県主要農作物奨励品種審査会設置運営要領（平成30年4月1日施行）、奨励品種の決定等基準平成30年4月1日施行）及び奨励品種決定調査の方法平成30年4月1日施行）は、この要領をもって廃止する。

附則（令和5年3月22日付け農畜第1417号）

この通知による改正は、令和5年3月22日から施行し、令和5年4月1日から適用する。